

事務連絡

令和5年3月17日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課**令和4年度川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金の変更交付申請及び実績報告、並びに令和5年度における当該補助金の交付申請について（通知）**

各民間保育所におかれましては、毎年4月1日の保育所等入所児童の定員を超えた受入れに御協力をいただき感謝申し上げます。

当該補助金の交付申請について、次のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。

また、令和4年度に当該補助金の交付を受ける保育所におかれましては、当該交付額に対する執行額の増減によって、変更交付申請及び実績報告の各手続きが必要となりますので、併せて、次のとおり行っていただきますようお願いいたします。

1 令和4年度の変更交付申請及び実績報告手続について**(1) 対象となる保育所**

令和4年度に当該補助金の交付を受ける保育所

(2) 申請及び報告書類

申請・報告書類	交付額を執行額が上回り 追加交付が必要な場合	交付額を執行額が下回り 交付額の戻入が必要な場合
変更交付申請書	○	×
実績報告書	○	○
実施報告書	○	○
収支決算書	○	○
子育て支援員研修等 の修了証の写し	○	○
貸金台帳、給与明細書 等、雇上実績が分かる 書類の写し	○	○

(3) 申請及び報告期限

提出日付：令和5年3月31日

提出期限：令和5年4月7日（金）

(4) その他

(2)により、追加交付が必要な場合には、市の変更交付決定後、差額分の請求が必要となり、交付額の戻入が必要な場合には、市の精算戻入及び補助金の額の確定通知後、差額分の戻入が必要となります。

2 令和5年度の交付申請手続きについて

(1) 対象施設

4月1日時点で、1～2歳の合計定員を超えて「一定割合」の受入を行う保育所

- ※1 「一定割合」とは、108%以上とします。
- ※2 条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ※3 地域型保育事業の連携施設において、3歳児の受入枠を確保している場合、受入枠を確保したうえで面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ※4 入園辞退等により、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において、108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象とします。

(2) 対象となる保育補助者、経費及び補助基準額

別紙「令和5年度定員超過補助者雇上費補助金について」のとおり

(3) 申請書類

- ア 補助金交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 各保育室及び屋外遊戯場の面積が分かる図面の写し

(4) 申請期限（予定）

令和5年6月10日（金）

(5) 申請方法

令和5年度より、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）での申請とします（電子メールでの申請はできません）。

申請のURL等、申請方法の詳細については別途お知らせします。

(6) その他

本補助金の交付申請により対象とした保育補助者は、給付費等の常勤換算や入所児童処遇特別加算の支給対象外となりますので、別途、請求ソフト上で職員配置数から除外とし、特記事項欄のタブで「定員超過補助者」を選んでください。

（給付・指導担当）

電話 044-200-2662